○経済産業省告示第九十六号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十四号及び第十五号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第二百四号（輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年四月十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

附則中「平成二十九年四月十三日」を「平成三十一年四月十三日」に改める。

○経済産業省告示第九十七号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百八号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年四月十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

附則中「平成二十九年四月十三日」を「平成三十一年四月十三日」に改める。

○国土交通省告示第三百四十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十二日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　関越自動車道上越線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
富岡市下丹生字沼ノ入二一四四番七	前	最大 九〇	六三
		最小 六七	
	後	最大 一〇五	
		最小 六七	

○経済産業省告示第九十八号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百九号（輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年四月十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

附則中「平成二十九年四月十三日」を「平成三十一年四月十三日」に改める。

○経済産業省告示第九十九号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十二年経済産業省告示第九十三号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年四月十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

附則中「平成二十九年四月十三日」を「平成三十一年四月十三日」に改める。

○経済産業省告示第百号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第五項の規定に基づき、平成二十二年経済産業省告示第百九十七号（外国為替令第六条第五項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年四月十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

附則中「平成二十九年四月十三日」を「平成三十一年四月十三日」に改める。

○国土交通省告示第三百四十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十二日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　中部横断自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
南アルプス市白根町在家塚字柳原五八三番二	前	最大 六四	三一
		最小 三九	
	後	最大 六三	
		最小 三九	

○国土交通省告示第三百四十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十二日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　中国縦貫自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
山口市吉田字中岡五七〇番四から同市黒川字国山一〇番一六まで	前	最大 一六四	三四八
		最小 五五	
	後	最大 二四一	
		最小 八五	

○国土交通省告示第三百四十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十二日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　山陽自動車道吹田山口線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
広島市安佐南区緑井二丁目四〇一六番五から同市安佐南区緑井二丁目四〇一八番一まで	前	最大 二五	九〇
		最小 二五	
	後	最大 九二	
		最小 二五	